

新たな観光振興施策に必要となる財政需要及び 観光振興財源導入時に整理すべき主な論点

令和7年度 第2回長崎県観光振興財源検討専門委員会

令和7年6月6日(金)

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

➤ 本日委員の皆様にご議論いただきたいこと

- ✓ 第1回専門委員会では、新たな財源は税が適当ではないかとの意見もあったが、
 - ・今後の観光振興施策に必要となる財政需要を見て検討すべき
 - ・先行自治体の制度設計時における課題を整理すべき
- 等のご意見をいただいたことから、観光振興財源先行導入自治体の事例を参考に論点を整理。



- 専門委員会として新たな観光振興財源の確保策を絞り込んでいただきたい。

⇒ 今回の結果を踏まえ第3回専門委員会にて制度設計素案を示したい。

専門委員会ご意見

《財源確保策》

- クルーズ船の寄港を対象として、財源確保策の検討ができないか。

《財源検討のための財政需要試算》

- 観光施策にかかる財政需要を試算したうえで、ある程度の規模が財源として必要となれば、自ずと宿泊税を選択することになるのではないか。

《観光振興財源の活用》

- 観光振興施策の推進は重要であり、新たな財源は既存の観光予算の財源への振替ではなく $+ \alpha$ となるような制度としていただきたい。

《制度設計》

- 先行自治体の事例（現状と課題）を踏まえた制度設計が必要。

《制度設計》

- 離島を抱える長崎県の特性を踏まえた制度設計（離島住民への免税等）の検討が必要ではないか。

《制度に対する県民の意見》

- 長崎県民のためになるような制度とすべきであり、事業者だけではなく広く県民にも意見を聞いてはどうか。

検討・対応の状況



- 既に、県港湾課が施設使用料としてクルーズ船客一人当たり500円を徴収
令和6年度実績：約67,000千円



- 市町アンケート及び県と市町の役割を踏まえ、「新たな観光振興財源の充当に関する基本的な考え方」を整理し、財政需要を試算
(資料6ページ)



- ご意見を踏まえ、制度設計の中でしっかりと対応を検討予定



- 観光振興財源先行導入自治体の事例を参考に、主な論点を整理
(資料7ページ)



- 制度設計における主な論点として、ご意見をいただくことにより対応
(資料7ページ、10ページ)



- パブリックコメントを実施し、広く県民にもご意見をいただくことにより対応予定

観光振興財源導入に係る市町意見照会結果 ①観光振興において県に求める役割

国内外から選ばれる魅力的な観光コンテンツの磨き上げと創出（8件）

- 特産品の開発やイベント等の開催に対する支援、国内外の旅行商品の造成に対する補助金
- 近隣市町をつなぐツーリズムの開発
- 多様なニーズに対応した体験プログラムや観光商品等の造成

など

ターゲットにささる戦略的プロモーションの展開（14件）

- 県内の魅力ある観光地や食、歴史などの総合的な情報の国内外へ向けた発信
- 海外REPの増設など海外現地活動の機能強化（市町の利用促進、市町向け現地最新情報の共有）
- ターゲットの国・地域に応じたプロモーション、県内全体で連携した海外への情報発信

など

長期滞在につながる広域周遊の推進（15件）

- 二次交通の確保と利便性の向上
- 他市町と連携した周遊ルートの作成、観光商品等の造成
- 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を効果的に周遊させる取組

など

稼げる観光産業の基盤強化（9件）

- 利用者の満足度向上につながる宿泊施設整備（設備含む）への支援
- 多言語化対応、キャッシュレス決済端末の導入などインバウンド受入に向けた総合的な支援
- 定期路線の誘致と就航後の維持継続

など

持続可能な観光を推進していく体制の確立（3件）

- 観光データ分析システムなど、観光の見える化・観光DXの推進
- 地域間連携による受入体制強化
- インバウンド観光客に向けた観光マナー動画の作成

その他（7件）

- 観光施設整備（ハード事業）にかかる支援、自治体のニーズに沿った助成事業の案内

など

国内外から選ばれる魅力的な観光コンテンツの磨き上げと創出（29件）

- 世界文化遺産、日本遺産、歴史、文化、食などの魅力的な観光資源を活かした観光まちづくりの推進
- 農業体験や漁業体験など地域資源を活用した体験プログラムや観光商品の造成
- 観光施設の整備やライトアップ・プロジェクトマッピングなど観光客を呼び込むための環境整備など

ターゲットにささる戦略的プロモーションの展開（16件）

- SNSや各種メディアなど多様な情報媒体を活用したシティープロモーションの推進
- 関東圏、関西圏、九州内（福岡）へ向けた情報発信
- モニターツアーの実施など

長期滞在につながる広域周遊の推進（10件）

- 二次離島など島間の交通手段の確保（海上タクシーの事業継承や整備にかかる事業支援）
- 観光タクシーの運行や市内交通事業者と連携した交通手段の充実
- 広域連携による観光素材の磨き上げや商品化など

稼げる観光産業の基盤強化（8件）

- 文化財・空き家などを活用した地域ならではの「食」や「伝統工芸」などを楽しむ施設の形成
- 持続可能なガイドサービスを提供するための人材確保、育成
- インバウンド観光客向けの受入体制整備など

持続可能な観光を推進していく体制の確立（10件）

- 観光協会や地域DMOの組織体制強化、取組支援
- 地域における観光動向の分析・旅行者等のニーズ把握
- 観光人材の育成制度の構築など

その他（4件）

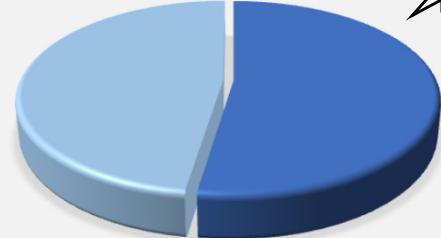
- 基本計画の策定、観光施設の管理業務や再整備など

観光振興財源導入に係る市町意見照会結果 ③財源確保策について

● 県が財源確保策を講じることについて

- ・11団体が賛成、反対ではないものの「県の取組を注視」や「市町での宿泊税導入検討のための情報共有」、「市町への還元などの仕組みの議論が必要」といった意見あり

その他
10団体



賛成 (11)

- ・県が新たな財源を確保することにより、その一部が県内市町にも還元されるため。
- ・県が広域的な観点から主体的に行う施策と交付金事業など市町に対する施策など円滑な展開が期待されるため。
- ・市町単独での財源確保が困難なため。
- ・基本的に賛成だが、財源を有効活用していただきたい。
など

その他 (反対ではないものの意見あり) (10)

- ・観光振興財源を検討する必要性は理解しており、今後の観光振興財源検討専門委員会をはじめとした県の取組の進捗を注視したい。
- ・宿泊税の導入を検討しており、県における財源確保策の検討状況について情報共有を密にしながら進めて行きたい。
- ・内容により判断したい。
- ・県が徴収する場合、一定割合市町に還元されるなどの仕組みについて議論が必要と思われる。
など

● 市町における観光振興財源の検討状況

- ・1団体が導入、1団体が宿泊税を検討中
- ・4団体が今後検討予定であり、宿泊税、寄附金のほか、「入島税」を2団体が検討する予定
- ・15団体は導入の検討なし

導入を検討
していない
15団体



導入済み (1)

- ・宿泊税 (1件)

導入を検討している (1)

- ・宿泊税 (1件)

今後、導入を検討する予定 (4)

- ・宿泊税 (2件)
- ・入島税 (2件)
- ・寄附金 (1件)
- ・未定 (1件)

※2つ以上の財源を検討中の団体あり

導入を検討していない (15)

新たな観光振興財源の充当に関する基本的な考え方

- ・納税者等にとって、直接・間接的に事業の便益が及ぶものであること

分 類	主 な 観 光 施 策 例	※県内市町への支援に要する県の財政需要も含む
I 国内外から選ばれる魅力的なコンテンツの磨き上げ	地域の魅力の更なる磨き上げ、各種ツーリズムの推進	など
II ターゲットにささる戦略的プロモーションの展開	国内向けの効果的な情報発信、インバウンド向けの効果的な情報発信	など
III 長期滞在につながる広域周遊の推進	移動利便性の向上(2次交通対策)、他市町や県内事業者との連携	など
IV 稼げる観光産業の基盤強化	宿泊施設の高付加価値化とサービス向上、インバウンド等の受入体制強化	など
V 持続可能な観光を推進していく体制の確立	DMOを中心とした地域の稼ぐ力を引き出す取組の推進、観光客の安全・安心対策	など
VI その他運営経費	税の広報・観光客等への周知経費、特別徴収義務者交付金、徴税費用	など

上記の基本的な考え方に基づき、県の現行予算規模等をもとに試算した

新たな観光振興施策に必要となる県全体の財政需要

少なくとも十数億円を超える

○先行導入自治体の事例等を踏まえた整理すべき主な論点を以下のとおり挙げているが、不足している論点も含めてご意見をいただきたい

①財源確保策の比較検討

- ・財政需要の規模、先行導入自治体の事例を踏まえ、法定外目的税、法定外普通税、寄附金等のうち、財政需要に対応できる財源確保策として最も適した手段かつ最もふさわしいものはなにか

補足
9ページ

②観光振興財源を求める対象と行動

- ・観光振興財源の負担を求める対象は、観光客とすることが適当であるか
- ・宿泊、有料駐車場利用、入域、交通機関利用、買物、飲食等の観光客の行為のうち、負担を求める行動はなにか

補足
9ページ

③観光客から徴収する対象施設

- ・観光客から徴収する対象施設をどの範囲とすべきか

—

④観光客へ負担を求める方法及び徴収事務

- ・観光客の負担、観光客からの徴収にあたり、現実的な方法として適した方法はなにか

—

⑤観光客へ負担を求める金額

- ・どの程度の負担額が適当であるか
- ・徴収の事務的負担、観光客の負担感、制度のわかりやすさをどこまで考慮すべきか
- ・（宿泊税の場合）長崎市が段階的定額制とする中、長崎市における税率をどのようにすべきか

補足
10ページ

⑥負担免除の設定

- ・観光客が享受する公共サービス、インフラ等の関係性において、負担免除の設定は必要か
- ・公平性の観点から負担免除を行う合理的な理由があるか（本県離島住民等への負担免除を含む）
- ・徴収の事務的負担にどの程度配慮すべきか
- ・（宿泊税の場合）長崎市が修学旅行等を課税免除とする中、長崎市の制度との整理をどのようにすべきか

補足
10ページ

⑦負担を求める期間（見直し規定）

- ・観光客の状況、観光客の負担、財政需要等を勘案した見直し規定を何年とすべきか
- ・長崎県総合計画や長崎県観光振興基本計画の計画期間との関係性を考慮すべきか
- ・（宿泊税の場合）長崎市の見直し規定との関係性を考慮すべきか

補足
11ページ

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する 同意に係る処理基準及び留意事項等について(抜粋)
(平成15年11月11日付、総税企第179号総務省自治税務局長通知)

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他 法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

(1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

令和7年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(抜粋)

(令和6年11月26日付、地方財政審議会)

第二 令和7年度地方税制改正等への対応

7 その他の諸課題

(3) 法定外税

法定外税の創設にあたっては、地方団体において、税に対する信頼を確保するよう十分な検討が行われることが重要である。特に、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法や課税を行う期間等についても、十分な検討が必要である。

これに加え、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮すべきである。

論点

①財源確保策の比較検討

- ・財政需要の規模、先行導入自治体の事例を踏まえ、法定外目的税、法定外普通税、寄附金等のうち、財政需要に対応できる財源確保策として最も適した手段かつ最もふさわしいものはなにか

②観光振興財源を求める対象と行動

- ・観光振興財源の負担を求める対象は、観光客とすることが適当であるか
- ・宿泊、有料駐車場利用、入域、交通機関利用、買物、飲食等の観光客の行為のうち、負担を求める行動はなにか

▶ 論点に関する補足

- 長崎県観光振興条例及び現在策定中の次期観光振興基本計画に沿った新たな観光振興施策を進めていくためには少なくとも十数億円を超える財政需要を新たに要することから、それに対応した継続的・安定的な財源確保が必要。
- 観光振興財源の負担を求める対象は、以下の理由により『観光客』とすることが適当であるか。
《観光客に負担を求める理由》
 - ① 観光客は、公共サービスやインフラ等の利用による恩恵を享受しており、その受益に対する負担を求める
 - ② 観光振興施策は、観光客の受入のための基盤整備等に用いられる
- 観光振興財源の負担を求める行動は以下のとおり評価されるが、どの行動に対して負担を求めることが適当か。

観光客の行動	観光と日常生活行動の区分け	担税力の把握 (行為の金銭負担)	先行導入自治体の事例
宿 泊	比較的に容易	容 易	【法定外目的税】宿泊税(3都府県9市町村)
有料駐車場利用	困 難	困 難	【法定外普通税】歴史と文化の環境税(福岡県太宰府市)
本県への入域	困 難	困 難	【法定外目的税】環境協力税、美ら島税(沖縄県4村) 【法定外普通税】宮島訪問税(広島県廿日市市) 【寄 附 金】富士山保全協力金(山梨県、静岡県)
交通機関利用			
土産物等の買物	困 難	困 難	—
飲 食			県域全体での導入事例なし

論点

⑤観光客へ負担を求める金額

- ・どの程度の負担額が適当であるか
- ・徴収の事務的負担、観光客の負担感、制度のわかりやすさをどこまで考慮すべきか
- ・（宿泊税の場合）長崎市が段階的定額制とする中、長崎市における税率をどのようにすべきか

▶ 論点に関する補足

区分	負担額			負担金額による免除	
	一律定額制	段階的定額制	定率制	有	無
宿泊(宿泊税 大臣同意済 24自治体)	⑫50～300円	⑪100～2千円	①2%	②5千円、③6千円、①7千円、①8千円、①1万円	⑯
うち 長崎市	—	①100～500円	—	—	①
有料駐車場利用(歴史と文化の環境税)	—	①50～500円	—	—	①
入域(環境協力税、美ら島税4自治体)	④100円	—	—	—	④
入域(宮島訪問税)	①100円	—	—	—	①

論点

⑥負担免除の設定

- ・観光客が享受する公共サービス、インフラ等の関係性において、負担免除の設定は必要か
- ・公平性の観点から負担免除を行う合理的な理由があるか（本県離島住民等への負担免除を含む）
- ・徴収の事務的負担にどの程度配慮すべきか
- ・（宿泊税の場合）長崎市が修学旅行等を課税免除とする中、長崎市の制度との整理をどのようにすべきか

▶ 論点に関する補足

区分	負担金額による免除(再掲)			負担免除(負担金額以外)						
	有		無	修学旅行	こども園等	未就学児	12歳未満	高校生以下	障害者	無
宿泊(宿泊税 大臣同意済24自治体)	②5千円、③6千円、①7千円、①8千円、①1万円			⑯	⑯	⑦	—	③	—	—
うち 長崎市	—			①	①	—	—	—	—	—
有料駐車場利用(歴史と文化の環境税)	—			①	—	—	—	—	①	—
入域(環境協力税、美ら島税4自治体)	—			④	—	—	—	④	④	—
入域(宮島訪問税)	—			①	①	—	①	—	—	—

論点

⑦負担を求める期間（見直し規定）

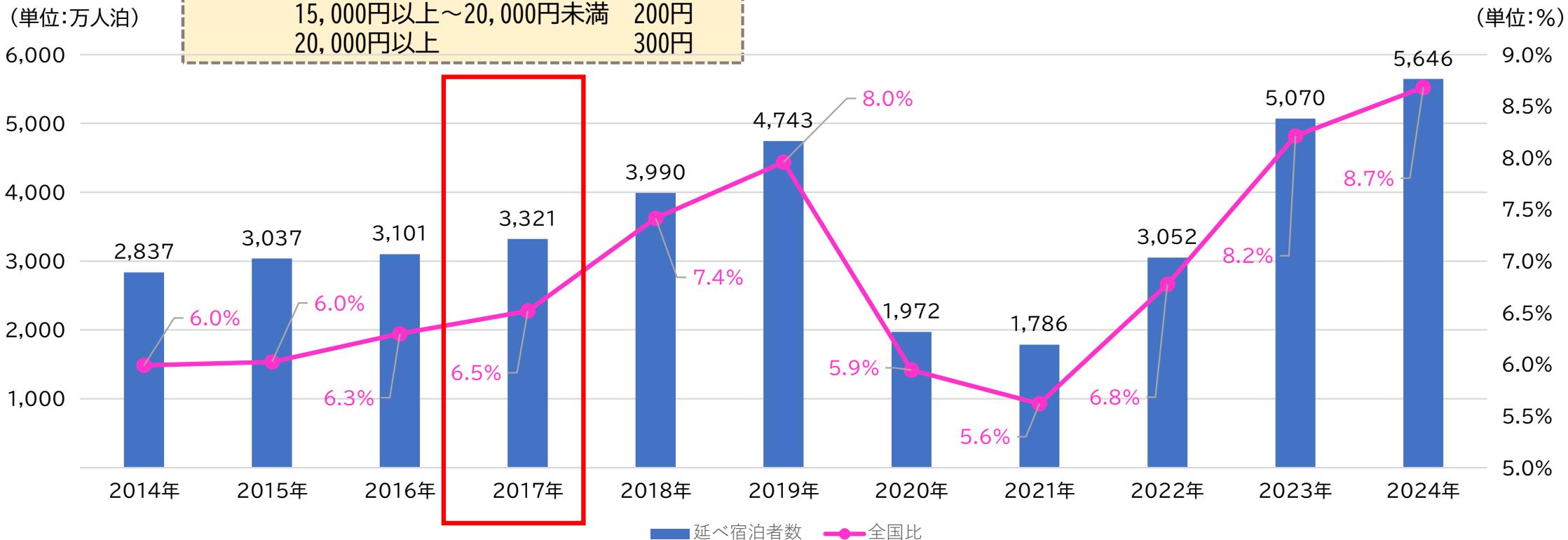
- ・観光客の状況、観光客の負担、財政需要等を勘案した見直し規定を何年とすべきか
- ・長崎県総合計画や長崎県観光振興基本計画の計画期間との関係性を考慮すべきか
- ・（宿泊税の場合）長崎市の見直し規定との関係性を考慮すべきか

▶ 論点に関する補足

区分	課税期間(見直し規定)				
	5年ごと	当初3年 その後5年ごと	3年ごと	5年で 条例失効	期間の設定なし (必要に応じて)
宿泊(宿泊税 大臣同意済24自治体)	⑬	⑨	①	①	—
うち 長崎市	—	—	①	—	—
有料駐車場利用(歴史と文化の環境税)	—	—	①	—	—
入域(環境協力税、美ら島税4自治体)	—	—	—	—	④
入域(宮島訪問税)	①	—	—	—	—

《参考》宿泊税導入地域における観光客数等への影響 ①大阪府における宿泊税導入前後の観光客数等の推移

◆大阪府



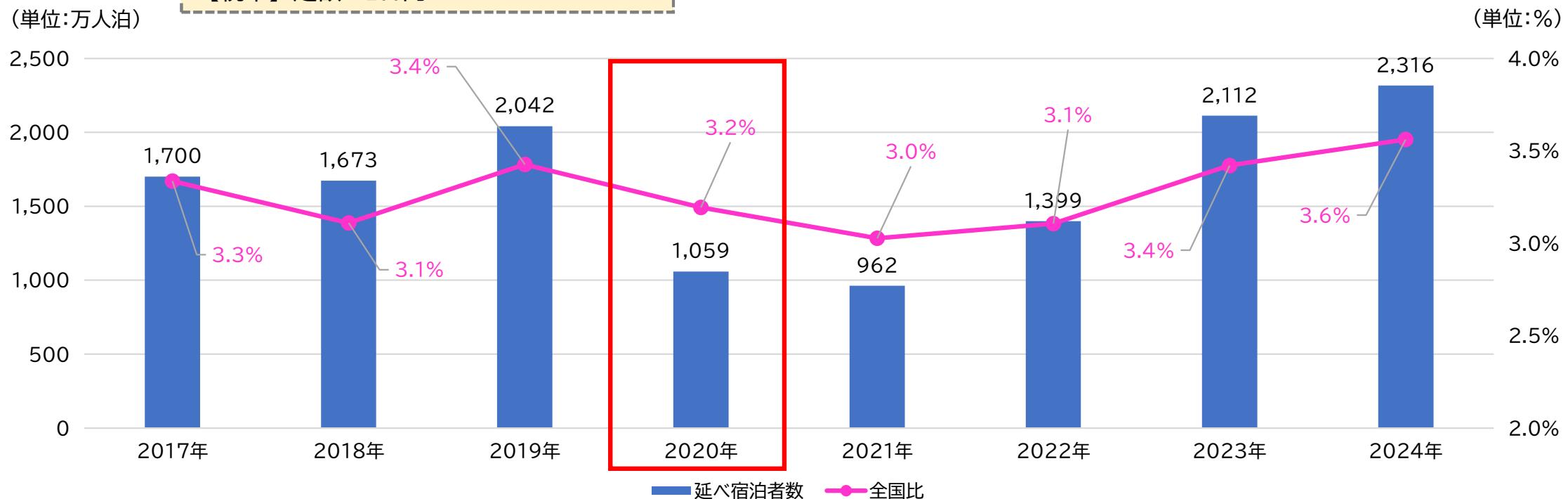
	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31/R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
延べ宿泊者数	2,837	3,037	3,101	3,321	3,990	4,743	1,972	1,786	3,052	5,070	5,646
全国順位	3	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2
全国比	6.0%	6.0%	6.3%	6.5%	7.4%	8.0%	5.9%	5.6%	6.8%	8.2%	8.7%
延べ宿泊者数 (全国)	47,350	50,408	49,249	50,960	53,800	59,592	33,165	31,777	45,046	61,747	65,028

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

《参考》宿泊税導入地域における観光客数等への影響 ①福岡県における宿泊税導入前後の観光客数等の推移

◆福岡県

【導入時期】2020年（R2年）4月導入
【税率】定額 200円



	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31/R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
延べ宿泊者数	1,700	1,673	2,042	1,059	962	1,399	2,112	2,316
全国順位	11	11	9	11	11	11	9	8
全国比	3.3%	3.1%	3.4%	3.2%	3.0%	3.1%	3.4%	3.6%
延べ宿泊者数（全国）	50,960	53,800	59,592	33,165	31,777	45,046	61,747	65,028

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

《参考》宿泊税導入地域における観光客数等への影響 ②長崎市における宿泊税導入前後の観光客数等の推移

◆長崎市

【導入時期】2023年（R5年）4月導入

【税率】10,000円未満

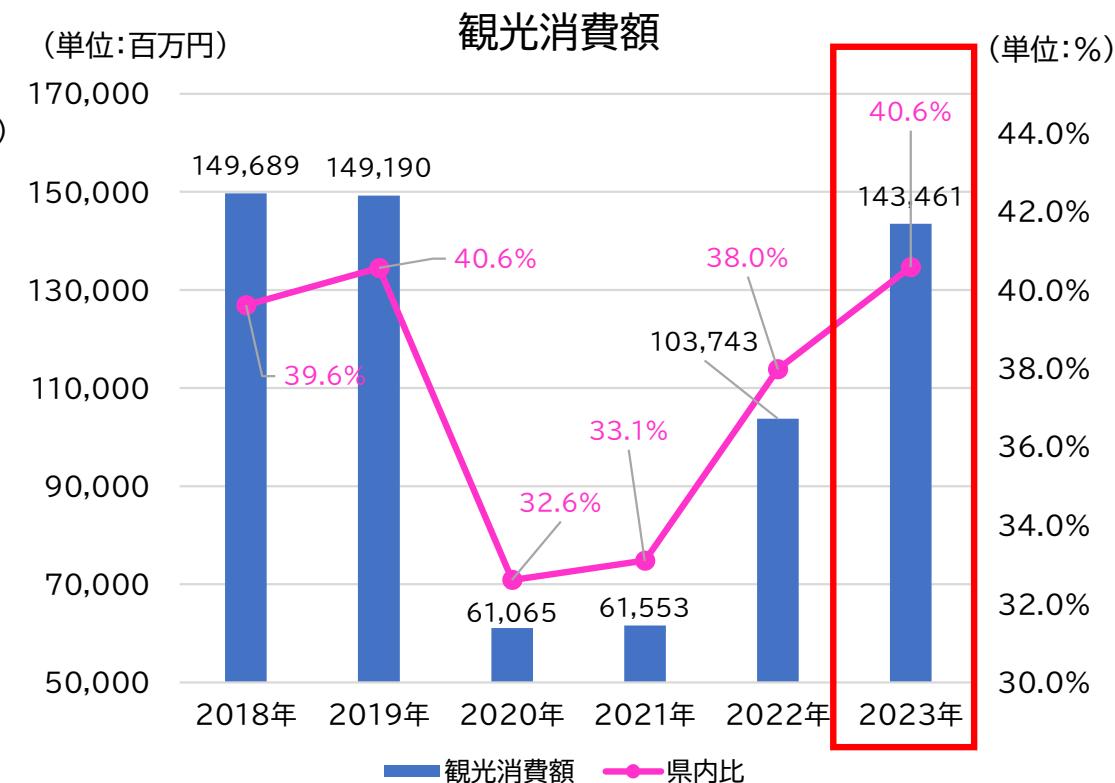
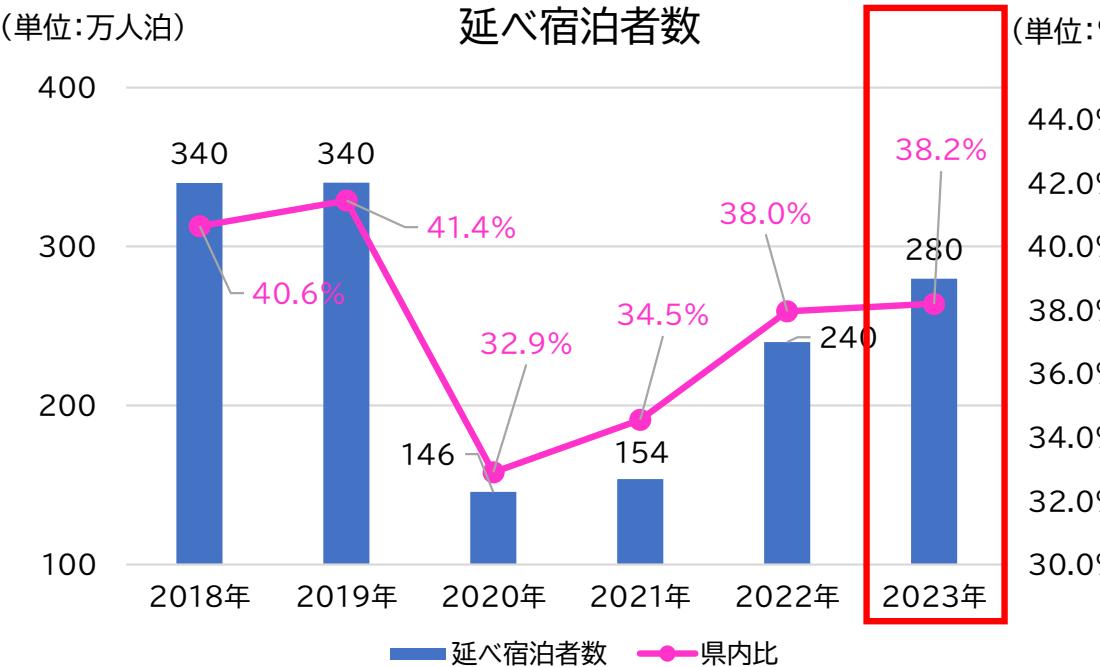
10,000円以上～20,000円未満

20,000円以上

100円

200円

500円



	2018年 (H30)	2019年 (H31/R1)	2020年 R2年	2021年 R3年	2022年 R4年	2023年 R5年
延べ宿泊者数	340	340	146	154	240	280
県内順位	1	1	1	1	1	1
県内比	40.6%	41.4%	32.9%	34.5%	38.0%	38.2%
延べ宿泊者数(長崎県)	836	821	443	445	632	732

	2018年 (H30)	2019年 (H31/R1)	2020年 R2年	2021年 R3年	2022年 R4年	2023年 R5年
観光消費額	149,689	149,190	61,065	61,553	103,743	143,461
県内順位	1	1	1	1	1	1
県内比	39.6%	40.6%	32.6%	33.1%	38.0%	40.6%
観光消費額(長崎県)	377,850	367,814	187,255	185,941	273,145	353,480

※出典：「長崎県観光統計」

※出典：「長崎県観光統計」

1 宿泊税の今後の見直し検討について

(1)趣旨

・宿泊税は、長崎市宿泊税条例第1条の規定により、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税として、令和5年度から課税している。

また、宿泊税は、「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上につながる事業で、用途の分類である次の「5つの柱」(宿泊税賦課費を除く)に基づき活用している。

(①サービス向上・消費拡大、②情報提供、③受入環境整備、④資源磨き、⑤緊急時の対応)

・同条例附則第6項に、「市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」ことになっている。

・令和5年度及び令和6年度は、重点的に訪問客の呼び込みのためのプロモーションや誘客促進のための事業などに活用していたが、今後は、閑散期対策をはじめ、公衆トイレの整備、多言語案内板の整備などの受入環境の整備や、ユニークベニューの利活用支援事業に取り組むなどの観光資源の磨き上げなど、宿泊税活用の効果が目に見えるかたちでの有効活用に取り組んでいきたいと考えている。

宿泊税導入時の活用額は約5億円を想定していたが、令和6年度策定の中期財政見通しでは、令和7年度以降の宿泊税は3.6億円程度にとどまる見込み(令和7年度当初予算では3.7億円を計上)である。

・今後も引き続き非常に厳しい財政運営となることが想定される中、現在の税率での宿泊税では、新たな取組みもさることながら、既存の取り組みも十分に賄うことが難しくなることから、持続的な財源を確保するため、条例施行後3年目となる令和7年度に、宿泊税の今後の税率の見直し検討を進めるもの。

（2）検討組織（案）

ア 「長崎市観光・MICE振興審議会」に小委員会の設置を予定

＜理由＞

- ・宿泊税は観光施策の推進のための費用にあてる目的税であることから、宿泊税の今後のあり方の検討は、同審議会の担任事務である「本市の観光及びMICEの振興に関する重要事項の調査審議に関すること」の範疇であると解される。また、宿泊税導入時をはじめ、導入後の活用についても同審議会で報告、意見聴取を行っている状況にある。
- ・宿泊税導入時の「宿泊税検討委員会」の委員のうち3人は「観光・MICE振興審議会」の委員と重複している。
- ・他都市においても、見直し検討のために新たに条例に基づく附属機関は設置しておらず、既存の附属機関の活用（大阪府、京都市）や要綱に基づき検討会議を設置（金沢市、福岡県、福岡市、北九州市）している状況である。

イ 小委員会の委員構成（案）

既存の10人の委員から5人を選定（想定）

- (ア)学識経験のある者
- (イ)観光関係団体を代表する者
- (ウ)商工業関係団体を代表する者
- (エ)産業関係団体を代表する者

※小委員会設置に伴う関連予算を令和7年6月議会に補正予算計上予定（事業名：観光・MICE戦略推進費）

＜参考＞

1 「長崎市観光・MICE振興審議会」について（令和2年4月1日施行）

- (1) 担任事務: 本市の観光及びMICEの振興に関する重要事項の調査審議に関すること
(2) 審議会委員の構成: 10人

ア 学識経験のある者

イ 観光まちづくり関係団体を代表する者

ウ 観光関係団体を代表する者（長崎国際観光コンベンション協会、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合）

エ 商工業関係団体を代表する者（長崎商工会議所）

オ 産業関係団体を代表する者

カ 市民

2 「長崎市宿泊税検討委員会」について（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）

- (1) 担任事務: 本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること
(2) 審議会委員の構成: 6人

ア 学識経験のある者

イ 旅行業関係団体を代表する者

ウ 観光関係団体を代表する者（長崎国際観光コンベンション協会）

エ 経済団体を代表する者（長崎商工会議所）

オ 宿泊関係団体を代表する者（長崎市旅館ホテル連合会）

（3）検討内容（案）

今後の宿泊税の見直し

- ・現条例の施行状況や他都市の宿泊税の見直し状況などを示しながら、宿泊税の活用内容について意見聴取を行う。それを踏まえ、市として税率（税額）の見直しの検討材料とする。

(4)宿泊税見直し検討スケジュール(案)

	2年目				3年目												4年目												5年目					
	R6				R7												R8												R9					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
所管事項調査(税率検討方針説明)				●																														
観光・MICE審議会規則改正(小委員会の設置)					➡																													
補正予算提案(審議会会議費)						➡																												
小委員会での検討																	①	②	③															
宿泊事業者の団体との意見交換																	●																	
審議会報告																	●																	
市長への報告																	●																	
所管事項調査																			●															
意思決定(制度見直し)																		●																
宿泊税条例改正																			●															
総務省同意																				➡														
宿泊事業者説明																					●													
新制度周知期間																						➡												
新制度開始																																	R9.4 START	➡

各年度の宿泊者数と宿泊税額

参考3

(1)概要

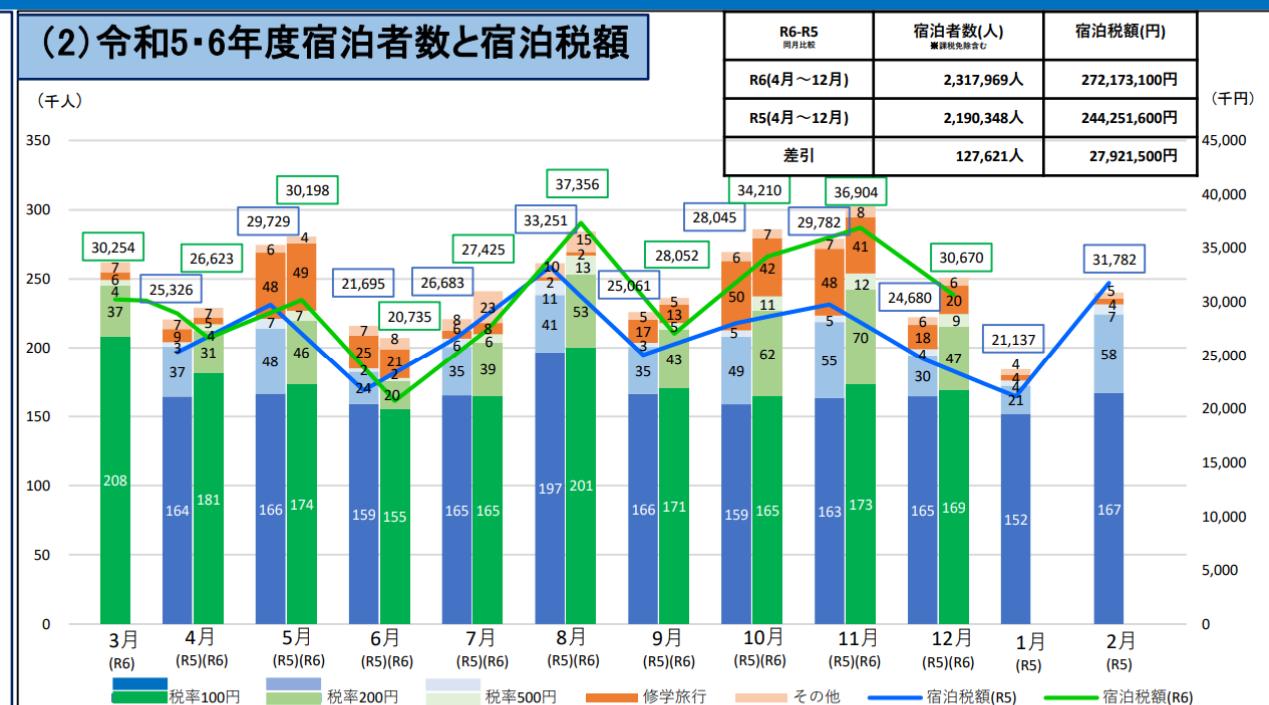
ア 課税客体(税金のかかる対象)
長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

イ 納税義務者
長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、
住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者

ウ 税率

宿泊料金	税率
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

(2)令和5・6年度宿泊者数と宿泊税額

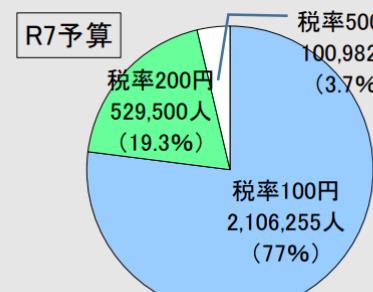
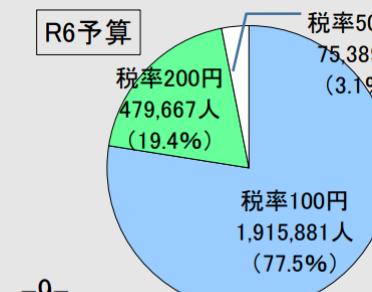
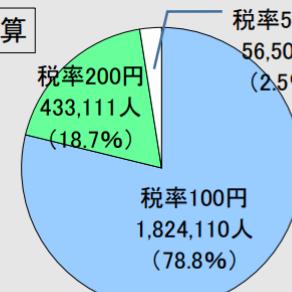
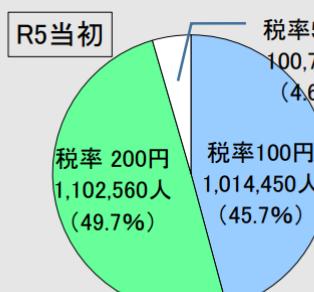


(3)令和5年度予算額・決算額・6年度・7年度予算額の比較

※宿泊税は現年課税分調定額を記載

令和5年度11か月分
令和6年度12か月分

	R5予算	R5決算	増減(R5予算-R5決算)	R6予算	R7予算	増減(R7予算-R6予算)
宿泊税	372,337千円	297,286千円	▲75,051千円	325,216千円	367,018千円	41,802千円
宿泊者数	2,217,770人	2,313,726人	95,956人	2,470,937人	2,736,737人	265,800人



令和5年度の宿泊税活用事業（実績）	
①訪問客へのサービス向上・消費拡大	44,025千円（事業費 105,377千円） 40,550(63,999)
○観光地域づくり推進費	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルツーリズムとして、地域への貢献や地元の人々との交流プログラムを含む高付加価値な長期滞在型モデルプランの造成 ・体験コンテンツ予約・販売サイト「play nagasaki」やグルメサイト「ナガサキ飯」を活用した着地での情報提供の強化 ・市内事業者におけるGoogle Business Profileの活用を促進し、店舗情報の充実を図る取組み
○長崎さるく推進費	2,072(38,197)
○ナイトタイムエコノミー推進費	1,403(3,181)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイトタイムエコノミーの活性化につながる、長崎ならではのコンテンツとなるような事業を募集し事業者のチャレンジを支援するもの
③観光施設などの受入環境整備	40,077千円（事業費 107,992千円） 28,769(45,406)
○観光地域づくり推進費	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 ・ユニークペニーの活用等MICE開催時の市内周遊促進に向けた取組み
○世界遺産保存整備事業費「明治日本の産業革命遺産」	2,103(35,365)
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産ビターセンター（グラバー園 旧三菱第2ドックハウス内）のデジタル映像導入等による展示リニューアル
○総合観光案内所運営費	9,205(27,221)
	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎駅の総合観光案内所運営に係る費用
⑤緊急時の対応等	50,000千円
○観光交流基金積立金	
●宿泊税賦課費	19,140千円（事業費19,154千円）
○宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等	

参考 4	
②訪問客への情報提供	143,929千円（事業費 234,895千円） 138,018(193,708)
○観光地域づくり推進費	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ワンストップサイト「travel nagasaki」における情報提供 ・YahooやGoogle、Instageram等へのバナー掲出をはじめとしたデジタル広告による訴求プロモーション
○シーボルト来日200周年記念事業費	3,056(14,737)
○世界・日本新三大夜景推進費	441(9,656)
○さしみシティ推進事業費	2,414(16,794)
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本新三大夜景にかかる情報発信 ・訪問客に向けた長崎の魚のPRに関する費用

